

中小企業の人事に役立つ情報をお届けする ペルソネル通信

「ペルソネル personnel」とはフランス語で「人事」という意味です。

2024 年
5 月号
Vol.15



(送り元)



あらい社労士事務所
Your Human Resources Supporter

Contents

- P.1 ・2024 年度法改正ダイジェスト
・「スキマバイトサービス」タイミー (Timee) の利用拡大
P.2 ・所得税・個人住民税の定額減税
・知ってるようで知らない年金の話②

- P.3 ・所得税・個人住民税の定額減税
・助成金情報 業務改善助成金
・経営情報 知っておきたい！土業の特徴と活用の仕方
P.4 ・いのしし社労士 ヨーロッパ旅行記
・おすすめ書籍紹介

NEW

2024 年度法改正ダイジェスト

2024 年 4 月

- ・労働条件明示、求人募集時の明示事項の追加
(有期雇用契約の上限、就業場所等の変更の範囲等)
- ・障害者雇用率の改定 (2.5%に引上げ)
- 40 人以上規模**の企業に障害者雇用義務の拡大
- ・建設事業・自動車運転業務等への時間外労働の
上限規制の除外・猶予終了

- ・裁量労働時間制の改正 (本人同意が必要に)
- ・在職老齢年金の支給停止調整額 48→50 万円

6 月 ・所得税・個人住民税の定額減税 開始

10 月 ・50 人超企業のパート等への社会保険の適用拡大

12 月 ・健康保険証の廃止

秋ごろ ・フリーランス新法施行予定

1 月予定 死傷病報告・定期健康診断結果報告書等 の電子申請義務化

2025 年 5 月予定 育児短時間勤務の小学校就学前ま での拡大、出生後休業支援給付金等 創設 (荒井)

新しい採用のカタチ 「スキマバイトサービス」タイミー (Timee) の利用拡大

スキマ時間で自分の都合やスケジュールに合わせて仕事を選ぶ「スポットワーク」を希望する人が増加しています。以下では、利用者が急増しているタイミー (Timee) について、ご紹介します。

「スキマバイトサービス」タイミーは、この 3 年間でワーカー数、事業者数ともに登録者が 3 倍を超えて急伸びしています。このサービスは、働き手と雇用主それぞれの思いや都合をマッチングすることで新たな働き方を生み出してきました。



働き手

一般の正社員・パートには応募しない
(できない)
スキマ時間でよいなら働きたい、
収入を得たい

マッチング

雇用主

慢性的な人手不足
求人しても人が来ない・定着しない
ピーク時だけでよいので手伝ってほしい

募集中!



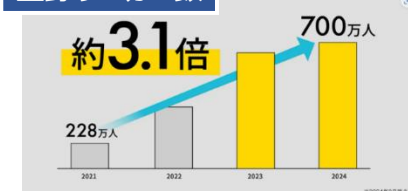
応募・採用の面倒ごと (履歴書作成、面接、通知など) をスマホ内で簡単に行え、また仕事完了後すぐ賃金支払いを得られるのも働き手にとっての大きな魅力です。

雇用主負担の手数料は賃金の 30% です。契約書作成、賃金支払い実務をタイミー社が代行し、雇用主に手数料と賃金額を未締めで請求する仕組みです。ワーカーの「引き抜き・指名求人可」であり、社員採用のプロセスと考えることも出来ます。しかし、タイミー社はあくまでも有料職業紹介事業者であり、雇用主の責任があることは忘れてはなりません。

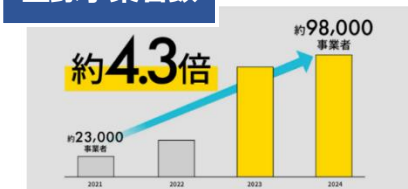
サービスの分野は飲食店、コンビニから、工場作業、農業、介護、運送業などに幅広く拡大してきています。最近では運送業大手 4 社がタイミー社に資本参加し、共同で労力確保手段としての研究を進めることを表明しました。 <https://corp.timee.co.jp/news/detail-2557/>

人手不足対策として、初任者でもできる作業を切り出し、ピーク時のヘルプとしてタイミーを利用するやり方を検討されるのがよいと思います。
(荒木)

登録ワーカー数



登録事業者数



タイミープレスリリース (2024.2.22) スキマバイトサービス「タイミー」累計ワーカー数 700 万人を突破 | ニュース | 株式会社タイミー (Timee, Inc.)

2024 年 6 月から開始 給与計算担当者はご注意を！！ 所得税・個人住民税の定額減税

令和 6 年度税制改正に伴い、令和 6 年分所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が、令和 6 年 6 月から実施されます。**お早目の準備が必要です。**

企業の給与計算担当者に関わりの深い給与所得者に対する所得税の定額減税の概要について、お伝えします。
対象者は、居住者で、令和 6 年分の所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下である人です。

（1）定額減税の額 …その人の所得税が限度となります。

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| ① 本人 | 3 万円 |
| ② 同一生計配偶者 | 3 万円（合計所得金額が 4 8 万円以下であることが条件） |
| ③ 扶養親族 | 1 人につき 3 万円（16 歳未満の扶養親族も対象になります。） |

対象者や扶養親族等を
正確に把握しましょう



（2）給与所得者に対する所得税の定額減税の方法

以下の 2 つの事務により、行います。

①「月次減税事務」

2024 年 6 月 1 日現在に在籍する従業員に対する給与計算（賞与計算を含む）を行う際に、源泉徴収額から減税していきます。

例えば、本人 3 万円+妻 3 万円+子 3 万円 = 9 万円を減税すべき場合、この 9 万円を減税しきれるまで、毎月の源泉徴収額を減らして給与計算を行っていきます。

対象となる従業員は、いわゆる甲欄適用者で、御社がメインの勤務先である従業員さんです。

②「年調減税事務」

2024 年 6 月 2 日以降に入社した人、月次減税事務で

控除しきれなかった人、扶養親族に変動があった人等
について、清算する事務です。

★給与明細書や源泉徴収票に減税額の明記が必要。

★住民税は、市町村が計算した通知書に従い、特別徴収しましょう。対象者については、1 万円の減税後の住民税を 7 月から特別徴収します。（6 月徴収は無し。）

★本記事は概要を述べています。所得税の詳細については、国税庁「定額減税 特設サイト」を参照下さい。

★給与からの源泉所得税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）制度も予定されています。内閣官房 H P ご参照。（荒井）

知ってるようで知らない年金の話

受け取る年金は気になるけれど、現役世代で、自分がどんな年金に入っているか、知らない人ももしかしたら少なくないかもしれませんね。まずは年金の種類からお話ししましょう。

20 歳以上 60 歳未満の人は必ず国民年金に加入しなければなりません。「私、厚生年金は給料天引きだけど、国民年金とか入ってない」「パートナーの扶養になっているので、国民年金入ってないです」などありますが、ご心配なく。

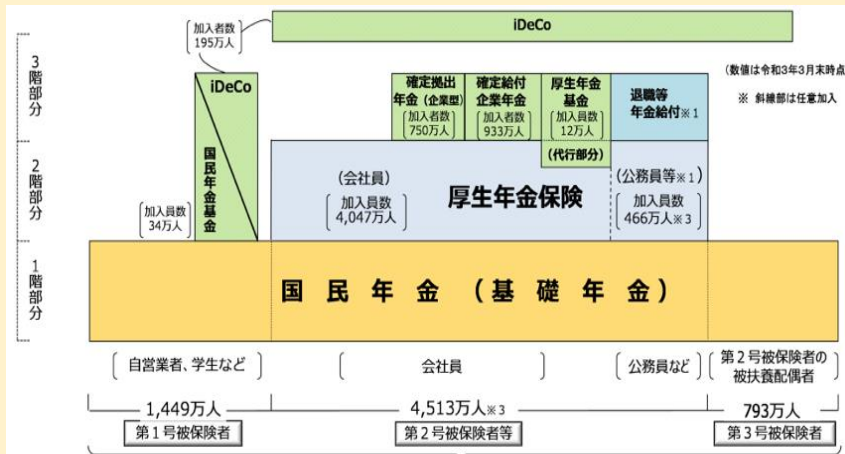
厚生年金（共済組合）加入者は国民年金第 2 号被保険者、パートナー経由の方は国民年金第 3 号被保険者といえます。こうした方々は、入っている年金制度を通じて国民年金を支払っている（基礎年金拠出金）ことになっています。国民年金は基礎年金ともいわれ、国民共通の年金です。

② 分かりにくい年金のしくみ

逆に、厚生年金や共済組合に入っていない自営業の方や学生さんは、第 1 号被保険者といって、直接、国民年金に加入して保険料を支払っています。

加入期間が第 1 号被保険者と第 3 号被保険者しかない人は国民年金しか給付されませんし、第 2 号被保険者の期間がある人は国民年金と厚生年金の両方が給付されます。また一部の職種の方やご自分で個人年金（基金）に加入している人はさらに上乗せの給付がなされます。最近、よく聞く「IDeCo」も上乗せ年金の一種です。

ちなみに、受け取る年金の原資は、こうしてみなさんが納めた保険料だけではなく、その同額の国庫負担（税金）も行われています。なので皆さんが受け取る年金のおおよそ半分は税金で成り立っています。（中村）



第 1 号被保険者の農業者は、**農業者年金**に上乗せ加入できます。



(左表及びパンフレットは、厚労省ホームページより引用)

今年も10月に地域別最低賃金の引上げが予想されます。業務改善助成金は、こうした最低賃金引き上げに向けて取り組む「中小企業」を助成する制度です。制度概要は、以下の通りです。

■対象事業者

地域別最低賃金と事業場内最低賃金の差額が50円以内の中小企業・小規模事業者

■助成対象となる具体的な取組

- ① 事業場内で時間当たりの賃金額を30円以上引き上げ、その賃金額を事業場内最低賃金として、就業規則等で定める。
- ② 生産性の向上や労働効率の増進のための設備投資を行い、その費用を支出する。

■助成額及び助成率

賃金引上げや設備投資に要した費用に対して、引上げ額や対象人数で3/4から9/10の助成率で計算され最大600万円が支給されます。

対象となる経費は、機械装置の購入費や人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費などです。

■申請手続

事業者は、業務改善計画と事業場内最低賃金の引上げ計画を含む交付申請書を作成し、計画に従って設備投資等を行います。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

【その他の注意事項】

- ☑ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象
- ☑ 事業完了期限は、令和7年1月31日
- ☑ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合がある
- ☑ 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象外
- ☑ 令和6年度から同一事業場の申請は年1回まで

詳細については、厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」、業務改善助成金コールセンター、我々専門家までお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター 0120-366-440

(青柳)



(参考) 厚生労働省「生産性向上のヒント集」

みなさん、土業を正しく活用していますか！

今回から様々な土業の特徴と活用について、12回にわたって紹介していきます。

詳しい紹介は次回からで①税理士、②社会保険労務士、③中小企業診断士、④行政書士、⑤弁護士、⑥FP、⑦司法書士、⑧弁理士、⑨公認会計士、⑩通関士で経営に特に役立つと考える順序でご紹介します。

今回はイントロで、12回目は全体的な土業の選び方について総括を交えて解説する予定です。

【なぜこのようなことが書けるのか？】

それは私が前職の農業会議で担い手育成を担当していた経験に基づくところが大きいです。簡単に前職での仕事を紹介します。かれこれ20年以上も前の話になります。当時は今のような経営相談所ではなく、各県ごとに独自の相談体制が敷かれていました。

埼玉では法人化スペシャリストという名称で様々な土業が登録されていました。通常の相談業務は我々職員が回答していましたが、より専門的な話になると土業の方に依頼していました。

ただ、土業の方に依頼するにもその土業がどのような仕事をしているのかを知らないと紹介できません。そのために資格のガイドブックや予備校のパンフレットで“研鑽”をつみました。

しかし、土業の職業理解を進めただけでは仕事を依頼する気にはなりません。

その方が農業経営をどのようにとらえていて経営発展のために何をしてくれるのかこれが最も重要です。

次回からは独断と偏見に満ちていますがこのあたりを踏まえて各土業の紹介をしていきたいと思います。(諏訪)



いのしし社労士 ヨーロッパ旅行記 ドイツ ベルリン編



このコーナーでは、いのしし社労士@中村が 2019 年 10 月に訪問したヨーロッパ各国の旅行記をゆつり気長に連載しています。

2019年10月20日。ベルリン2日目続き。夕方になり食事でもするか、と外出しました。ブラブラ歩いていると、なんとLEGOで作られた巨大なキリン！レゴランドディスカバリーセンターです。レゴでこんなにでっかいの？と思いつつ通り過ぎました。



次に通りがかったのが、こちら。ベルリン・フィルハーモニー。ポスターには「本日公演日！」。どうやら当日券もある様子。クラシックは聴き流すだけの人ですが、流石にベルリンフィルが世界3大オーケストラで、クラシック好きなら誰でも一度は現地で聴きたい、と思っている、くらいは知っていたので、よしよしと並ぶことに。

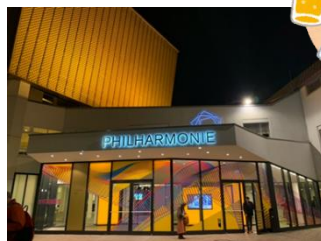


私の前には母娘が並んでいて、カタコト英語で話しかけると、バイクでアウトバーン二人乗りで来た！と言っていました。ドイツ人凄すぎ。そのお母さんが何やら色々と言ってくれたみたいで、すんなり購入できました。来日公演だとすごく高価だし、と身構えていましたが、税込59ユーロ（当時で7,000円くらい）とかなり安かったです。

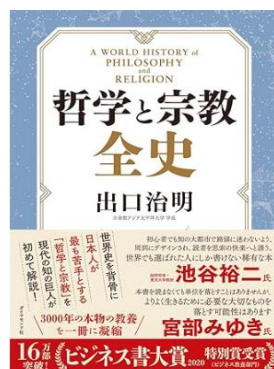
食事の流れで来たので、服装は適当。ドレスコードとか大丈夫？と思ったら、他の人も結構適当でした。

会場に入ると、前から10列目くらいのも真ん中。こんな良い席として？と思ったけれど、多分、母娘が言ってくれたのかなあ。。（実は音響的にはイマイチの場所だそうです）

演奏ですが、私には豚に真珠、馬の耳に念仏、二階から目薬で、よく分からなかったのですが、演奏終了後には聴衆からの大きな拍手！良い演奏だったのでしょう。帰りがけにカフェで空腹を満たしてホテルに帰りました。続く。（中村）



おすすめ書籍紹介



『哲学と宗教全史』 出口治明 著（ダイヤモンド社）

人物相関図
カラーチャバラ付♪

日本人は外国人に比べて哲学、宗教が総体的に苦手とされています。そこで本書は哲学や宗教についてまとめるために枝葉の部分こそぎ落とし、歴史の幹の部分のみを残して潮流を掴むことができる構成になっています。

例えば日本のお盆の行事の根源はゾロアスター教に行き着くかもしれないこと、紀元前500年前後に知の爆発が世界規模で起り中国、ギリシャ、インドで著名な孔子、ソクラテス、仏陀といった哲人が生まれていること、イスラムがギリシャ哲学を継承し発展させたことなど歴史の教科書だけでは学べない内容も盛り込まれており、とても興味深い内容になっています。

また、興味をもった箇所については推薦図書を紹介しているため哲学、宗教についての全体像をつかむ入門書といったお勧めの書籍です。（青柳）

発行元：ペルソナル・アライアンス

諏訪 学
彩英社労士総合事務所
埼玉県鴻巣市大間 1-6-7
TEL 080-3511-1986
E-Mail saiei.sougou@gmail.com

荒木 孝夫
あらき社労士事務所
千葉県印西市木刈 2-32-1
TEL 080-4191-5836
E-Mail takao@araki-sr.jp

青柳 英明
あおやぎ労務法務事務所
山梨県甲府市砂田町 3-8
TEL 055-225-0322
E-Mail h.aoyagi.shin@icloud.com

荒井 妙恵子
あらい社労士事務所
岐阜県岐阜市六条東 2-5-1-501
TEL 058-374-1873
E-Mail arai-office@road.ocn.ne.jp

中村 雅和
いのしし社会保険労務士事務所
福岡市博多区博多駅前 2-17-14
ライオンズマンション博多駅前 803
TEL 092-409-2531
E-Mail info@inoshishisyaroshi.com

私達は「農業労務」に精励する仲間として出会いました。この通信は、メンバーの連携により共同発行しています。ご質問・ご意見についてはお近くのメンバーまでお願いいたします。